



# 有価証券報告書の作成要領

(2024年3月期提出用)

公益財団法人 財務会計基準機構

企業会計基準委員会

## 2024年3月期の有価証券報告書作成に係る主な改正点

項 目	本 書	参照頁
1. 法人税、住民税及び事業税等及び税効果会計に関する会計処理等に関する事項	<p>2022年10月28日に改正企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な経営指標等の推移</li> <li>・ 冒頭記載</li> <li>・ 会計方針の変更等</li> <li>・ 連結包括利益計算書関係</li> <li>・ 退職給付関係</li> <li>・ 会計方針の変更等</li> </ul>	<p>14</p> <p>188</p> <p>248</p> <p>292～295</p> <p>356</p> <p>512</p>
2. 監査報告書に関する事項	<p>2023年7月28日に監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」等が改正されたことに伴い、以下の事項を改正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査報告書</li> </ul>	<p>636～649</p>

なお、上記の他に、以下の実務対応報告が公表されています。

- ・ 実務対応報告第43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」(2022年8月26日)
- ・ 実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」等(2023年11月17日)

また、2024年3月1日時点で公表されている以下の公開草案について、今後の動向にご留意ください。

- ・ 実務対応報告公開草案第67号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」等(2023年11月17日)
- ・ 実務対応報告公開草案第68号「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い(案)」(2024年1月24日)
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第80号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針(案)」等(2023年10月6日)

「記述情報の開示に関する原則」、「記述情報の開示の好事例集」、「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント（例）」等の企業情報の開示に関する情報及び「サステナビリティ情報の開示に関する主な改正内容・改正後の法令等」、「サステナビリティ情報開示に関する金融庁の考え方」等のサステナビリティ情報の開示に関する特集ページが以下のウェブサイトを集約されています。当該ウェブサイトは、2024年3月期の有価証券報告書を作成するにあたっての参考になるものと考えられます。

金融庁ウェブサイト

企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）

<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/kaiji.html>

サステナビリティ情報の開示に関する特集ページ

<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sustainability-kaiji.html>



# 本書の目次

有価証券報告書	1
表紙	2
<b>第一部 企業情報</b>	
<b>第1 企業の概況</b>	
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	26
3. 事業の内容	28
4. 関係会社の状況	32
5. 従業員の状況	36
<b>第2 事業の状況</b>	
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	44
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	48
3. 事業等のリスク	56
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	64
5. 経営上の重要な契約等	78
6. 研究開発活動	86
<b>第3 設備の状況</b>	
1. 設備投資等の概要	88
2. 主要な設備の状況	90
3. 設備の新設、除却等の計画	94
<b>第4 提出会社の状況</b>	
1. 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	96
(2) 新株予約権等の状況	102
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	114
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	116
(5) 所有者別状況	120
(6) 大株主の状況	122
(7) 議決権の状況	126
(8) 役員・従業員株式所有制度の内容	130
2. 自己株式の取得等の状況	134
3. 配当政策	140
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	142
(2) 役員の状況	152
(3) 監査の状況	160
(4) 役員の報酬等	172
(5) 株式の保有状況	178
<b>第5 経理の状況</b>	
冒頭記載	186
1. 連結財務諸表等	
(1) 連結財務諸表	
①連結貸借対照表	196
②連結損益計算書及び連結包括利益計算書	202
③連結株主資本等変動計算書	208
④連結キャッシュ・フロー計算書	210

注記事項	
（継続企業の前提に関する事項）	216
（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）	224
（重要な会計上の見積り）	244
（会計方針の変更等）	248
（表示方法の変更）	260
（追加情報）	262
（連結貸借対照表関係）	266
（連結損益計算書関係）	276
（連結包括利益計算書関係）	288
（連結株主資本等変動計算書関係）	296
（連結キャッシュ・フロー計算書関係）	302
（リース取引関係）	306
（金融商品関係）	316
（有価証券関係）	336
（デリバティブ取引関係）	344
（退職給付関係）	350
（ストック・オプション等関係）	364
（税効果会計関係）	380
（企業結合等関係）	384
（資産除去債務関係）	398
（賃貸等不動産関係）	400
（公共施設等運営事業関係）	404
（収益認識関係）	408
（棚卸資産関係）	426
（セグメント情報等）	430
（関連当事者情報）	452
（開示対象特別目的会社関係）	460
（1株当たり情報）	464
（重要な後発事象）	474
⑤連結附属明細表	476
(2) その他	486

---

特例財務諸表提出会社向け記載事例	489
------------------	-----

## 2. 財務諸表等

(1) 財務諸表	
①貸借対照表	490
②損益計算書	494
③株主資本等変動計算書	498
注記事項	
（継続企業の前提に関する事項）	500
（重要な会計方針）	502
（重要な会計上の見積り）	508
（会計方針の変更等）	512
（表示方法の変更）	522
（追加情報）	524
（貸借対照表関係）	530
（損益計算書関係）	534
（有価証券関係）	540

(税効果会計関係) .....	542
(企業結合等関係) .....	546
(収益認識関係) .....	550
(重要な後発事象) .....	552
④附属明細表 .....	554
(2) 主な資産及び負債の内容 .....	560
(3) その他 .....	562

財規第1章から第6章に基づいて財務諸表を作成する場合の記載事例 .....	565
---------------------------------------	-----

(1) 財務諸表	
①貸借対照表 .....	566
②損益計算書 .....	576
③株主資本等変動計算書 .....	582
注記事項	
(重要な会計方針) .....	584
(表示方法の変更) .....	594
(貸借対照表関係) .....	596
(損益計算書関係) .....	598
(持分法損益等) .....	604
④附属明細表 .....	606
(2) 主な資産及び負債の内容 .....	614
(3) その他 .....	618

第6 提出会社の株式事務の概要 .....	620
-----------------------	-----

第7 提出会社の参考情報	
1. 提出会社の親会社等の情報 .....	624
2. その他の参考情報 .....	626

第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	632
-------------------------	-----

監査報告書 .....	636
-------------	-----

確認書 .....	1
-----------	---

内部統制報告書 .....	1
---------------	---

[「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(2022年10月28日)等を早期適用している場合]

2. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。

[「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を早期適用し、2022年改正会計基準第20-3項ただし書き及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(2022年10月28日)第65-2項(2)ただし書きを適用している場合]

2. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用している。この結果、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

#### 記載事例(脚注)

- (注) 1. 第〇〇期の親会社株主に帰属する当期純利益の大幅な減少は、固定資産に係る多額の減損損失の計上等による。
2. 第〇〇期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

記載事例（連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合）

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている。具体的には、

- ① 会計基準等の内容を適切に把握し、.....できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、.....。また、〇〇〇（会計基準設定主体等を記載）の行う△△研修や××研修に参加している。.....。
- ② .....

記載事例（金額の表示単位を変更した場合）

当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目、その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載していたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位で記載することに変更した。

記載事例（当連結会計年度において「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（2022年10月28日）等を早期適用する場合）

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、当連結会計年度（〇年4月1日から〇年3月31日まで）は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」（令和5年3月27日内閣府令第22号）附則第2条第1項ただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成している。

2. 監査証明について

（略）



#### 作成にあたってのポイント

- ① 監査報告書は、連結財務諸表及び財務諸表に添付することになっていますが、冒頭記載「監査証明について」において「添付している」旨の記載は必要ありません。
- ② 金額の表示単位を変更した場合には、冒頭記載にその内容を記載する必要がありますが、金額の端数処理については記載する必要はありません。
- ③ 会計基準等を早期適用する場合、経理の状況の冒頭に連結財規等の附則に基づいている旨の記載をすることが望ましいと考えられます。
- ④ 提出会社が法の規定により 提出する連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載することとされていますので、ご留意ください。なお、その旨及びその取組みの具体的な内容は、経理の状況の冒頭記載に記載することが適当と考えられます。
- ⑤ 特例財務諸表提出会社が財規第 127 条の規定により財務諸表を作成している場合には、特例財務諸表提出会社に該当する旨及び財規第 127 条の規定により財務諸表を作成している旨を記載することとされています。

(会計方針の変更等)

記載事例 (当連結会計年度において「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を以下の前提で早期適用する場合)

- ・2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を資本剰余金又はその他の包括利益累計額のうち、適切な区分に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用する。
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従って子会社に対する投資を売却した時の親会社の持分変動による差額に対する法人税等及び税効果(2022年改正適用指針第9項(3)、第30項、第31項及び第51項(3))の改正については、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を期首の資本剰余金に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用する。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用している。.....

.....(会計方針の変更の具体的な内容).....。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、.....(経過措置の概要を記載).....。この結果、.....

.....(連結財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額及び1株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額).....。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用している。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっている。この結果、.....(連結財務諸表の主な科目に対する前連結会計年度における影響額、前連結会計年度に係る1株当たり情報に対する影響額及び前連結会計年度の期首における純資産額に対する累積的影響額を記載).....。

## 〔連結財規〕

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

第14条の2 財務諸表等規則第8条の3(第1項ただし書、第2項ただし書及び第3項ただし書を除く。)の規定は、会計基準等(同条第1項本文に規定する会計基準等をいう。以下同じ。)の改正等(同項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。次条において同じ。)に伴い会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、財務諸表等規則第8条の3中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記)

第14条の3 財務諸表等規則第8条の3の2(第1項ただし書及び第2項ただし書を除く。)の規定は、会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

## 〔財規〕

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

第8条の3 会計基準その他の規則(以下「会計基準等」という。)の改正及び廃止並びに新たな会計基準等の作成(次条において「会計基準等の改正等」という。)に伴い会計方針の変更を行った場合(当該会計基準等に遡及適用に関する経過措置が規定されていない場合に限る。)には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第3号から第5号までに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

- 一 当該会計基準等の名称
  - 二 当該会計方針の変更の内容
  - 三 財務諸表の主な科目に対する前事業年度における影響額
  - 四 前事業年度に係る1株当たり情報(1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(第95条の5の3第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。)をいう。以下同じ。)に対する影響額
  - 五 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額
- 2 前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱い(前事業年度より前のすべての事業年度に係る遡及適用による累積的影響額を前事業年度の期首における資産、負債及び純資産の金額に反映することをいう。以下同じ。)が実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第1号ホからトまで及び第2号ホからトまでに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。
- 一 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項
    - イ 当該会計基準等の名称
    - ロ 当該会計方針の変更の内容
    - ハ 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額
    - ニ 当事業年度に係る1株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額
    - ホ 当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額
    - ヘ 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
    - ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
  - 二 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項
    - イ 当該会計基準等の名称
    - ロ 当該会計方針の変更の内容
    - ハ 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額
    - ニ 1株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額
    - ホ 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨
    - ヘ 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
    - ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

記載事例（当連結会計年度において「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（2022年10月28日）等を早期適用し、その他の包括利益に関する注記（組替調整額と法人税等及び税効果額を別個に記載）を行った場合）

※○ その他の包括利益に係る組替調整額		(百万円)	
		前連結会計年度 (自 ○年4月1日 至 ○年3月31日)	当連結会計年度 (自 ○年4月1日 至 ○年3月31日)
その他有価証券評価差額金			
	当期発生額	XXX	XXX
	組替調整額	△XXX	△XXX
	計	XXX	XXX
繰延ヘッジ損益			
	当期発生額	XXX	XXX
退職給付に係る調整額			
	当期発生額	XXX	XXX
	組替調整額	△XXX	△XXX
	計	XXX	XXX
	法人税等及び税効果調整前合計	XXX	XXX
	法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX
	その他の包括利益合計	XXX	XXX

※○ その他の包括利益に係る法人税等及び税効果額		(百万円)	
		前連結会計年度 (自 ○年4月1日 至 ○年3月31日)	当連結会計年度 (自 ○年4月1日 至 ○年3月31日)
その他有価証券評価差額金			
	法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX
	法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX
	法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX
繰延ヘッジ損益			
	法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX
	法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX
	法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX
退職給付に係る調整額			
	法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX
	法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX
	法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX
その他の包括利益合計			
	法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX
	法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX
	法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX

記載事例（当連結会計年度において「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（2022年10月28日）等を早期適用し、その他の包括利益に関する注記（組替調整額と法人税等及び税効果額を併せて記載）を行った場合）

※○ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額 (百万円)

	前連結会計年度 (自 ○年4月1日 至 ○年3月31日)	当連結会計年度 (自 ○年4月1日 至 ○年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	XXX	XXX
組替調整額	△XXX	△XXX
法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX
その他有価証券評価差額金	XXX	XXX
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	XXX	XXX
法人税等及び税効果額	△XX	△XX
繰延ヘッジ損益	XX	XX
退職給付に係る調整額		
当期発生額	XXX	XXX
組替調整額	△XXX	△XXX
法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX
退職給付に係る調整額	XXX	XXX
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	XX	XX
その他の包括利益合計	XXX	XXX

**作成にあたってのポイント**

当連結会計年度において「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（2022年10月28日）（以下「2022年改正会計基準」という。）等を早期適用し、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きを適用する場合、比較情報については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」（令和5年3月27日内閣府令第22号）附則第2条第2項により、従前の連結財務諸表規則によることができるとされています。

記載事例（当連結会計年度において「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（2022年10月28日）等を早期適用した場合）

1. 採用している退職給付制度の概要

（略）

2. 確定給付制度

(1)～(4) （略）

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 ○年4月1日 至 ○年3月31日)	当連結会計年度 (自 ○年4月1日 至 ○年3月31日)
過去勤務費用	△XXX	△XXX
数理計算上の差異	XXX	XXX
その他	XX	XX
合 計	XXX	XXX

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (○年3月31日)	当連結会計年度 (○年3月31日)
未認識過去勤務費用	X, XXX	X, XXX
未認識数理計算上の差異	X, XXX	X, XXX
その他	XX	XX
合 計	XX, XXX	XX, XXX

(以下略)

(会計方針の変更等)

記載事例(当事業年度において「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を以下の前提で早期適用する場合)

- ・2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過措置に従って適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の繰越利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を資本剰余金又は評価・換算差額等のうち、適切な区分に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用する。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用している。.....

(会計方針の変更の具体的な内容).....。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過措置に従っており、.....(経過措置の概要を記載).....この結果、.....

(財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額及び1株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額).....。



- (注 7) 「監査役及び監査役会」は、会社の機関設計に応じて修正する（第 18 項参照）。  
指名委員会等設置会社の場合は「監査委員会」、監査等委員会設置会社の場合は「監査等委員会」とする。
- (注 8) 「監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。」の下線部分は、会社の機関設計に応じて以下のように修正する。
- ・指名委員会等設置会社の場合  
「監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。」
  - ・監査等委員会設置会社の場合  
「監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。」
- (注 9) 監査報告書日より後にその他の記載内容の一部又は全部を入手する予定である場合は、監査基準報告書 720 付録 2 文例 2 又は文例 3 を参照
- (注 10) 「監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。」の下線部分は、会社の機関設計に応じて以下のように修正する。
- ・指名委員会等設置会社の場合  
「監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。」
  - ・監査等委員会設置会社の場合  
「監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。」
- (注 13) 監査証明府令第 4 条第 10 項第 2 号に該当しない場合には、当区分を記載しないことができる（監査基準報告書 700 実務ガイダンス第 1 号「監査報告書に係る Q&A（実務ガイダンス）」Q 1-11「監査報告書における報酬関連情報開示の省略等」参照）。
- また、完全親会社の連結財務諸表に係る監査報告書に報酬関連事項が記載される場合（監査証明府令第 4 条第 11 項第 3 号参照）に該当する場合には、以下の記載をすることによって、報酬関連情報の開示を省略することができる。
- 「報酬関連情報は、〇〇株式会社の有価証券報告書に添付されている金融商品取引法に基づく連結財務諸表の監査報告書に記載されている。」
- 報酬関連情報の開示の要否及び省略の可否の判断に当たっては、監査基準報告書 700 実務ガイダンス第 1 号 Q 1-11 を参照する。
- (注 14) 本文中の文例は、監査報告書において直接金額を記載する方法である（倫理規則に関する Q&A Q410-13-1 及び Q410-13-2 参照）。
- 監査人が報酬関連情報を監査報告書において記載する際に、企業内容等の開示に関する内閣府令に基づいて開示される報酬金額と、倫理規則に基づく報酬金額が一致している場合には、監査報告書において報酬金額を記載する方法のほかに、以下の記載をすることによって、報酬関連情報の開示を省略する方法が考えられる（監査基準報告書 700 実務ガイダンス第 1 号「監査報告書に係る Q&A（実務ガイダンス）」Q 1-11「監査報告書における報酬関連情報開示の省略等」参照）。
- 「当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者（注 5）に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (X)【監査の状況】に記載されている。」
- なお、倫理規則 R410.31 項(4)の規定による報酬依存度の記載が必要となる場合には、以下の文を追加する。日本公認会計士協会の倫理規則に定める報酬依存度の算定方法については、倫理規則に関する Q&A Q410-5-4 を参照する。
- 「なお、日本公認会計士協会の倫理規則に定める報酬依存度は、×年×月×日に終了した連結会計年度より継続して 15%を超えている。」

在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、〇〇株式会社が〇年 3 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ XX 百万円及び XX 百万円である。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

#### 作成にあたってのポイント

- ① 「企業結合に関する会計基準」に基づき、取得による企業結合が行われた場合の注記が行われた場合、「(期中に行われた)企業結合が事業年度(連結会計年度)開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度(連結会計年度)の(連結)損益計算書に及ぼす影響の概算額」は、監査の対象から除くとされています。

ただし、当該注記が監査証明を受けていない場合には、その旨を連結財務諸表、財務諸表に記載することが必要となるとされています(監査証明府令第1条、財規第8条の17第3項、連結財規第15条の12第3項)。

- ② 監査基準報告書700実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ&A(実務ガイダンス)」(2019年7月18日、2023年7月28日改正)のQ4-2では、欄外記載において、監査報告書の原本は会社が別途保管していることを記載するよう会社に求めることが適切と考えられるとされています。なお、2021年5月に改正された公認会計士法の施行日(2021年9月1日)後においては、電磁的方法により電子署名を付した監査報告書を作成することが可能となったことを踏まえ、書面又は電磁的方法のいずれにおいても利用可能な記載例として、「上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。」という文例が示されています。

また、監査人は、監査報告書の欄外記載においてXBRLデータについては監査の対象には含まれていない旨を記載するよう提出会社へ求めることが適切と考えられるとされています。

- ③ EDINETで提出される監査報告書の作成に関して、監査上の主要な検討事項及びその他の記載内容はXBRLのタグ付けの対象に含まれるとされていますので、ご注意ください。

EDINETで提出する監査報告書へのXBRLタグ付けについては、テクノロジー委員会研究文書第9号「EDINETの基礎知識と監査報告書へのXBRLタグ付けに係る研究文書」(2023年4月13日)が参考になると考えられます。

- ④ 日本公認会計士協会の「倫理規則」の改正(2022年7月25日)を受け、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(以下「監査証明府令」という。)が改正されており、金融商品取引法に基づく監査の監査報告書において、報酬関連情報の開示が求められることとなりました(一定の場合を除く。)。これに伴い、監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」が改正されています。なお、報酬関連情報の開示の適用範囲や省略の可否等の判断に当たっては、監査基準報告書700実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ&A(実務ガイダンス)」Q1-10、Q1-11が参考になると考えられます。

報酬関連情報は、監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」文例1等を参考にし、各社の状況に応じて適宜記載することとなりますので、ご注意ください。

# 独立監査人の監査報告書

○年○月○日

○○株式会社  
取締役会 御中

○○○○監査法人  
○○事務所  
指定社員           公認会計士   ○   ○   ○   ○  
業務執行社員  
  
指定社員           公認会計士   ○   ○   ○   ○  
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている○○株式会社の○年4月1日から○年3月31日までの第○○期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、○○株式会社の○年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

○○○○（監査上の主要な検討事項の見出し及び該当する場合には財務諸表の注記事項への参照）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
..... （監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由の内容を記載） ..... .....°	..... （監査上の対応を記載） ..... .....°

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

作成にあたってのポイント

被監査会社等の財務諸表又は財務書類の監査を実施した公認会計士又は監査法人（これらの者と同一のネットワークに属する者を含む。）が当該被監査会社等の連結財務諸表の監査を実施し、当該連結財務諸表に係る監査報告書に報酬関連情報が記載される場合において、当該財務諸表又は財務書類に係る監査報告書にその旨を記載するときは、報酬関連情報の開示を省略することができることとされています（監査証明府令第4条第11項第2号参照）。

記載事例では、上記の条件に該当するという前提で、監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」文例2（注15）の文例に基づき報酬関連情報の開示を省略した場合の文例を記載しています。



FASF

公益財団法人 財務会計基準機構



ASBJ

企業会計基準委員会

---

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル20階  
TEL.03-5510-2711 URL <https://www.asb.or.jp/>